

子育て支援サービスを見直します！

第2次集中改革プランに基づき、子どもを安心して生み育てられる子育て支援サービスを充実するため、結婚祝金、チャイルドシート購入費助成金、次世代育成助成金を廃止し、出産祝金の交付対象者および交付金額を全面的に見直します。

また、定着促進事業については、制度の内容を分かりやすくするため、多子世帯入学祝金に名称を変更し、引き続き多子世帯の子育てに伴う経済的負担の軽減を図ります。

平成23年度からの交付内容

①町独自の出産祝金や多子世帯入学祝金の制度により、幅広く子育てを支援します。

ただし、見直し前の祝金は現金交付でしたが、地域経済の活性化支援を図るため、志賀スタンプ会または富来商工会の商品券での交付に変更となります。

○出産祝金

今回の見直しにより、新たに第1子から交付対象となります。見直し前の制度では、第3子以降を出産した人に対して30万円を交付していましたが、制度全体の見直しによって15万円に変更となります。

交付対象者	22年度まで	23年度から
第1子を出産した人	0円	5万円
第2子を出産した人	0円	10万円
第3子以降を出産した人	30万円	15万円

※申請手続：出産した日から30日以内に申請が必要です。

○多子世帯入学祝金（旧定着促進事業の名称変更）

これまでの制度のとおり、第3子以降の子の入学時において次の祝金を交付します。

交付対象者	交付額
小学校に入学する子の保護者	10万円
中学校に入学する子の保護者	10万円
高等学校などに入学する子の保護者	10万円

※申請手続：入学した日から30日以内に申請が必要です。

②出産祝金の充実により、チャイルドシート購入費助成金については廃止します。

ただし、対象となる乳幼児が、平成23年3月31日以前に出生し、過去に当事業の助成を受けていない場合については、下記のとおり助成します。

○チャイルドシート購入費助成金（平成23年度末で制度廃止）

6歳未満の乳幼児の保護者がチャイルドシートを購入した場合、乳幼児1人につき1台のみ、3万円を限度に助成します。申請には、領収書および品質保証書が必要です。

お問い合わせ先
子育て支援課 児童福祉担当 ☎ 32-9122

平成23年度町立富来病院看護師等修学資金の修学生を募集しています。

この修学資金制度は、町立富来病院に勤務する看護師等の確保を目的として創設されました。

基本的に返済は免除されますが、養成施設を卒業後、1年以内に看護師等の免許を受け、直ちに町立富来病院に就業することなどが要件となっています。

いくつかの要件に該当しない場合は、返済していただくことになっていきますので、十分に検討してから申し込んでください。

1. 応募資格

- ・保健師、助産師、看護師の養成施設に在学しており、卒業後、町立富来病院で看護師等業務に従事しようとする人
- ・昭和46年4月2日以降に生まれた人

2. 募集人員 2人

3. 貸与金額 月額50,000円

4. 提出書類

申請書類は町立富来病院で交付します。志賀町ホームページでもダウンロードできます。

- ・看護師等修学資金貸与申請書
- ・在学する施設長（学校長）の推薦書
- ・在学する養成施設（修学年数が1年未満の場合は卒業した高校）の成績証明書
- ・本人、保護者の世帯全員の住民票（本籍等省略しないもの）
- ・誓約書

5. 修学資金を返還することが免除となる場合

養成施設を卒業後1年以内に看護師等の免許を受け、直ちに町立富来病院の看護師などとなり、引き続き5年以上勤務したとき。

6. 申請期間 平成23年4月8日（金）～5月9日（月）

7. 選考結果

5月中に選考結果を通知しますが、予算に限りがありますので、応募資格を満たしていても対象から外れることがありますのでご了承ください。

提出・お問い合わせ先 町立富来病院 修学資金担当 ☎0767-42-1122(代)

<児童扶養手当>のお知らせ

配偶者が障害基礎年金を受給し、

18歳の年度末まで(障害のある児童は20歳未満)の子どもを扶養している人へ

児童扶養手当は、子どもが障害基礎年金の子加算の対象である場合は支給されませんでした。平成23年4月以降は、**児童扶養手当額が障害基礎年金の子加算額を上回る場合においては**、年金受給権者と子どもの間に生計維持関係がないものとして取り扱い、子加算の対象としないことにより児童扶養手当を受給することが可能となります。

お問い合わせ先 子育て支援課 児童相談担当 ☎32-9122

平成23年度から

がん検診が有料(一部負担)になります

志賀町の行政改革の取り組みで、平成23年度からがん検診が有料となります。

受診する検診費用を確認の上、当日ご持参ください。みなさんのご理解とご協力をお願いします。

がんが完治した人の多くは定期検診を受けています。自覚症状がなくても年に1回は受けましょう！

検診	対象者(平成24年3月到達年齢)		内容	料金	
				集団	医療機関
肺がん・結核	40歳以上の人		胸部レントゲン検査	200円	/
	上記受診者で ※喫煙指数600以上の希望者		胸部レントゲン検査と 喀痰検査	400円	
胃がん	40歳以上の人		胃バリウム検査	500円	
大腸がん			便潜血反応検査(2日法)	300円	
前立腺がん	50歳	昭和36年4月1日～ 昭和37年3月31日	採血によるPSA検査 (タンデム法)	500円	1,000円 ただし、 特定健診併 用受診者の み実施可能
	55歳	昭和31年4月1日～ 昭和32年3月31日			
	60歳	昭和26年4月1日～ 昭和27年3月31日			
	65歳	昭和21年4月1日～ 昭和22年3月31日			
子宮がん	20歳以上の人		子宮入口(頸部)の細胞診検査	500円	1,000円
	上記受診者のうち医師が 必要と認めた人		子宮頸部細胞診と 子宮体部の細胞診検査	/	2,000円
乳・甲状腺 がん	30～39歳の人		視触診(甲状腺と乳房)	200円	/
	40歳以上の人		視触診とマンモグラフィ検査	500円	

※喫煙指数：1日の喫煙本数×喫煙年数

★なお、大腸がん検診は容器未提出の場合でも料金は返金しません。必ず提出してください。

ただし、次の対象者は無料となります。検診会場受付時にお申し出ください。

- 1) 肝炎ウイルス検診：過去に受診していない40歳以上の人
- 2) 骨密度検診：20～70歳の5歳刻みの人
- 3) 女性特有がん検診無料クーポン券対象者（事前に配付されたクーポン券を検診場所で必ず提出してください）

お問い合わせ先 保健福祉センター がん検診担当 ☎ 32-0339

任意予防接種の費用を助成します

ー 子宮頸がん予防ワクチン・ヒブワクチン・小児肺炎球菌ワクチン ー

任意接種のため自費で接種していたワクチン接種について接種費用を全額助成します。
志賀町では平成23年4月1日～平成24年3月31日の期間中に接種した費用を助成します。

<助成の対象>

ワクチン名	助成対象	標準的な接種方法
子宮頸がん予防ワクチン (子宮頸がんの予防に有効)	小学6年生の女兒	1回目の接種から1カ月後に2回目、 6カ月後に3回目の接種
ヒブワクチン (細菌性髄膜炎の予防に有効) ※ H23.3.5より 接種を見合わせ中です	0～4歳の乳幼児	2～6カ月：4～8週間隔で3回、 その1年後に4回目の接種 7～11か月：4～8週間隔で2回、 その1年後に3回目の接種 1～4歳：1回のみ接種
小児肺炎球菌ワクチン (肺炎球菌による肺炎の予防に有効) ※ H23.3.5より 接種を見合わせ中です	0～4歳の乳幼児	2～6カ月：27日以上の間隔で3回、 その後60日以上あけて4回目の接種 7～11カ月：27日以上の間隔で2回、 その後60日以上あけて3回目の接種 1歳：60日以上の間隔をあけて2回接種 2～4歳：1回のみ接種

※現在、ヒブワクチンおよび小児肺炎球菌ワクチンにつきまして、健康被害（死亡例を含む）が報告されたため、ワクチン接種との因果関係を調査しており、全国的に接種を見合わせています（H23.3.8 現在）

<予防接種の受け方と助成方法>

上記の予防接種は医療機関での個別接種となります。接種を希望する人は、事前に医療機関へ連絡し、接種日程を相談し予約してください（必ず医療機関へ予約してください）。接種日程が決まったら、保健福祉センターで接種券の交付を受けます。その際、接種希望の医療機関をご連絡ください。母子手帳と接種券を持参し、接種予定日に医療機関を受診して、ご希望のワクチンを接種します。

接種券の交付を受ける前に接種を済ませた人は、払い戻しで接種費用を助成します。接種日とワクチンの種類が記載された領収書、母子健康手帳の写しなど接種記録が確認できるもの、印鑑、通帳の写しを添えて保健福祉センターへ申請してください。払い戻しによる助成の対象は、平成23年4月1日以降の接種に限ります。また助成額の上限は町が設定する金額になりますのでご注意ください。

高齢者インフルエンザ予防接種の一部負担金を徴収します

町の行財政改革の取り組みにより、65歳以上の人を対象に実施しているインフルエンザ予防接種について、平成23年度から自己負担金を徴収することになりました。みなさんのご理解とご協力をお願いします。詳しい内容はインフルエンザ予防接種の実施前に、広報や個別通知などでご案内します。

お問い合わせ先 保健福祉センター 予防接種担当 ☎ 32-0339

・弁護士（元高等検察庁検事）
愛知学院大学法科大学院特任教授
國田 武二郎（堀松出身）

東京地検、名古屋地検、横浜地検、岡山地検、福井地検等で捜査・公判検事として財政・経済事犯、公安・労働事犯、選挙事犯、暴力事犯、風紀・麻薬事犯、外国人犯罪、少年犯罪、交通事犯など数多くの事件を担当。仙台高等検察庁検事として若手検事の指導育成にもあたる。平成15年6月、愛知県弁護士会に弁護士登録。あすなろ法律事務所という名称で法律事務所を開設し、弁護士として活動。また、愛知学院大学法科大学院特任教授として法科大学院で教鞭を取っている。平成20年から愛知・三重両県の産業保健推進センター産業保健相談員、年金記録確認愛知地方第三者委員に就任、その他、愛知県警察学校で講師。

法 相 談 律

飲酒運転の運転者以外の周囲の者の規制について

Q…最近、飲酒運転の同乗者も重い刑罰が科されたという報道がありました。飲酒運転の同乗者など周囲の者の罪は、どのようになっているのですか。

A…

1 飲酒運転は、立派な犯罪です。酒を飲んで仕方なく運転したという言い訳は一切通じりません。この飲酒運転を規制する法律として「道路交通法」という法律があります。その法律の65条には、「酒気帯び運転等の禁止」という項目があり、①酒気を帯びて運転してはならない。

②酒気を帯びて運転している者に車を提供してはならない。③酒気を帯びて運転する恐れのある者に対し、酒類を提供し、また、飲酒をすすめてはならない。④車両の運転者が酒気を帯びていることを知りながら、運転者に対し、車を運転して、自分を運送することを要求し、または、依頼して、運転者が酒気を帯びている車に同乗してはならないと規定しています。

2 これらに反した場合の罰則ですが、運転者の場合、酒気帯びの状態の程度で差が設けられており、i 酒酔い（正常な運転ができない）であった場合は懲役5年以下又は100万円以下の罰金であり、ii 酒気帯びであった場合（呼気1ℓに0.25mg以上の酒が検知された状態）は、懲役3年以下又は50万円以下の罰金になります。

す。また、車両提供者も、同じように処せられます。

これに対して、酒類の提供者や車両の同乗者などは、運転者が酒酔い運転の場合は、懲役3年以下又は50万円以下の罰金に、運転者が酒気帯び運転の場合は、懲役2年以下又は30万円以下の罰金に処せられます。但し、運転者が運転した場合に限られます。したがって、車に乗ってきたことを分かりながら、「一杯ぐらいつきあえよ」と言って酒を飲ませたり、「俺を送ってくれ」と言って同乗し、その後、警察の検問で運転者が酒気帯び運転であることが発覚すれば、酒を飲ませた者も処罰されるので注意が必要です。

3 それだけではありません。運転者が人身事故を起こせば、刑法の危険運転致死傷罪で罰せられ、死亡の場合、1年以上の懲役ですから最高20年の懲役刑を科せられます。また、傷害の場合は、15年以下の懲役です。これに、道路交通法違反の懲役刑が加算されますから、さらに重くなります。そして、飲ませた者や同乗者も、その犯行の加担態様によっては運転危険致死傷罪の教唆犯、ほう助犯で罰せられます。最近も、同乗者がほう助犯として懲役2年の実刑判決を受けています。

4 そのほか、行政処分もあり、過去の例では、同乗者や酒を提供した人も2年間の免許取消し処分になっている例もあります。

このほか、職場を懲戒免職になったり、また、新聞報道されて社会的制裁も受けます。ですから、「飲んだら乗るな」はもとより、車を運転する人に酒を「飲ませない」「すすめない」ことも大切です。

後期高齢者医療制度の特別徴収仮徴収のお知らせ

次のいずれかの項目に当てはまる人は4月から特別徴収(年金天引き)となります。

- ・現在、特別徴収により、後期高齢者医療保険料を納入している人
- ・平成22年10月1日までに75歳到達等により新規資格取得した人で、介護保険料との合算額が年金受給金額の1/2を超えない人(ただし、年金受給金額年額18万円以上の人)

新たに特別徴収で後期高齢者医療保険料を納めることになる人には、4月15日までに特別徴収仮徴収額決定通知書・特別徴収納入通知書がお手元に届きます。

現在、特別徴収により後期高齢者医療保険料を納めていて2月に徴収額がある人は、4・6・8月の特別徴収仮徴収の期別額は2月の特別徴収額になります(4月に通知は届きません)。

保険料を確実に納付できる人に限り支払方法を年金天引きから口座振替に変更できます(口座振替での支払いを希望する人は手続きが必要です)。

ただし、これまでの納付状況などにより口座振替への変更が認められない場合があります。

【お問い合わせ先】

住民課 後期高齢者担当 ☎ 32-9121

「いしかわ森林環境税」による

森づくり(間伐)を実施しています

手入れ不足人工林の強度間伐

石川県では平成19年度から、県民一人当たり、年税500円の「いしかわ森林環境税」をいただいて、水源地域を中心に県内各地で手入れ不足人工林の強度間伐を行っています。

強度間伐を行うと、下草や低木が生えて、水源のかん養や山地災害の防止などの公益的機能が向上します。また、これらの機能の回復状況や鳥類等の生育状況も検証しています。

※強度間伐とは通常の2倍にあたる40%以上の本数を間引きすることです。

【志賀町での実施状況】

計画面積	244ha
これまでの実施面積	161ha

【計画期間】平成19年～平成23年

【お問い合わせ先】

●税の用途など森づくり事業に関すること

石川県農林水産部森林管理課

☎ 076-225-1642

●税に関すること

石川県総務部税務課

☎ 076-225-1271

協会けんぽに加入のみなさんは

保険料率が変わります

平成23年3月分(4月納付分)から

健康保険料率 9.36%↓9.52%
介護保険料率 1.50%↓1.51%

※加入している都道府県支部により健康保険料率が異なります。

※介護保険料は4歳から64歳の人が対象となります。

※標準報酬月額26万円の人で1カ月あたり208円(介護保険該当者は221円)の増額となります。

協会けんぽの財政は、景気の悪化で保険料収入が落ち込む一方で、医療費は増加し、保険料の引き上げが避けられなくなりました。

協会けんぽご加入のみなさんには、保険料率引き上げに伴い、負担をおかけしますが、医療と健康を支えるため、ご理解をいただきますようお願いいたします。

【お問い合わせ先】

〒920-8767

石川県金沢市南町4-55 住友生命金沢ビル9階

全国健康保険協会(協会けんぽ) 石川支部

☎ 076-264-7200